

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請について

### 1 支給対象

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力する事業者

### 2 支給額

1事業者あたり50万円

### 3 申請方法

#### ○申請期間

令和2年4月23日(木)～5月20日(水) 当日消印有効

#### ○支給開始

令和2年5月8日(金)から順次支給開始

#### ○申請手段

書留郵送またはオンライン申請

(オンライン申請は、4月30日(木)に開始)

#### ○必要書類

- ・ 申請書
- ・ 休業等を実施した施設の一覧
- ・ 誓約書
- ・ 営業活動を行っていることがわかる書類  
(確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可証の写し等)
- ・ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ・ 休業等の状況がわかる書類  
(休業等を告知したホームページの写しや店頭の告知チラシ等)
- ・ 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

#### ○申請書配布方法

県公式ホームページのほか、各市町村窓口(別表3)にて配布

#### ○申請書送付先

県庁内に協力金申請の専用宛先を設置

(新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛)

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【申請受付要項】

### 【受付期間】

令和2年4月23日（木曜日）から同年5月20日（水曜日）まで

### 【受付方法】

#### 1 申請書類の提出

##### ① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

※5月20日（水曜日）の消印有効です。

＜宛先＞〒500-8570 岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

##### ② オンライン提出の場合

4月30日（木曜日）から運用開始

詳細は、後日岐阜県庁のウェブサイトでご案内いたします。

（5月20日（水曜日）23時59分までに送信を完了してください。）

※持参による申請は受付しておりません。

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）
- ・各市町村役場の所定の窓口（別表3）

### 【お問合せ先】

ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-278-2551

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日も開設しています。）

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項

令和2年4月23日

## 協力金の概要

### 1. 趣 旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、岐阜県は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等」（令和2年4月16日公表、以下「緊急事態措置」という。）において、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」という。）へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業等に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（以下「協力金」という）を支給いたします。

### 2. 支給額

1事業者あたり50万円

## 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

1. 岐阜県内で対象施設（別表1）を運営する事業者（中小の事業者及び個人事業主）であること。
2. 緊急事態措置による休業等を実施する前日（令和2年4月17日）以前から、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を運営している方が対象です。
3. 緊急事態措置による休業等の期間（令和2年4月18日から同年5月6日）の全ての期間において、岐阜県の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。申請書には、4月18日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただきます。  
この場合、県外に本社がある事業者も対象となります。なお、飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設については、要請に応じて朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）場合及び終日休業する場合も対象となります。  
なお、床面積に関わらず、要請に応じて休業等を行った場合は支給対象となります。
4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## 申請手続き等

### 1. 本協力金に関する問い合わせ先

本協力金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談センターを開設しています。

岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-278-2551

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日も開設しています。）

### 2. 申請書類

別表2で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

### 3. 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）
- ・各市町村役場の所定の窓口（別表3）

### 4. 申請方法

#### （1）郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和2年5月20日（水曜日）の消印有効です。

<宛先>

〒500-8570

岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

#### （2）オンライン申請の場合

令和2年4月30日（木曜日）から運用開始

詳細は、後日岐阜県庁のウェブサイトでご案内いたします。

（令和2年5月20日（水曜日）23時59分までに送信を完了してください。）

なお、持参による申請は受付しておりません。

## 5. 本協力金の申請受付期間

令和2年4月23日（木曜日）から同年5月20日（水曜日）まで

## 6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。また、本協力金の支給は、令和2年5月8日（金曜日）から順次開始します。

## 7. 通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知にかえます。

申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

## その他

- 1 本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、岐阜県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額50万円に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 2 対象期間内（令和2年4月18日から同年5月6日まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（受付電話番号：058-278-2551）にご連絡ください。
- 3 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

協力金支給対象施設

別表 1

種類	施設	対象/対象外	特措法に基づく要請の内容
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬(車・舟)券場	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象	
	バッティング練習場(※1)	対象	
	陸上競技場(※1、※2)	対象	
	野球場(※1、※2)	対象	
	テニス場(※1、※2)	対象	
	柔剣道場	対象	
	弓道場(※1)	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	劇場等	劇場	
観覧場		対象	
プラネタリウム		対象	
映画館		対象	
演芸場		対象	

## 協力金支給対象施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
集会・展示 施設	集会場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
文教施設	幼稚園	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ただし、幼稚園は感染防止対策を徹底した上で、必要な保育等を実施するよう併せて要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
大学・学習 塾等(※)	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
			※オンライン授業、家庭教師は対象外

## 協力金支給対象施設

種類	施設	対象/対象外	特措法に基づく要請の内容
ホテル又は は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）（※）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める  ※集客活動を行い、来場を促すもの
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院	対象	
エステサロン	対象		
日焼けサロン	対象		
脱毛サロン	対象		
写真屋・フォトスタジオ	対象		
美術品販売	対象		
展望室	対象		

## 対象外施設だが、営業時間短縮等により対象となる施設

種類	施設	対象/対象外	特措法に基づく要請の内容
食事提供施設	飲食店	対象	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請
	料理店	対象	
	喫茶店	対象	（宅配・テイクアウトを除く）
	和菓子・洋菓子店	対象	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請
	タピオカ屋	対象	
	居酒屋	対象	
	屋形船	対象	

## 協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
医療施設 (※)	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売り場（移動販売店舗を含む。）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電量販店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店	対象外	
	カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	

## 協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	

## 協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
その他	理髪店	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
神社	対象外		
寺院	対象外		
教会	対象外		

## 申請書類について

<p><b>1 協力金支給申請書（様式 1）</b></p> <p>※ 複数事業所について申請される方は 1 回の申請にまとめる必要があります。</p> <p>※ 振込先の口座名義は、代表者の名前と同一の口座に限ります。</p>
<p><b>2 休業等を実施した施設の一覧（様式 2）</b></p>
<p><b>3 誓約書（様式 3）</b></p> <p>※ 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。</p>
<p><b>4 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の（1）、（2）、（3）及び（4）の書類が全て必要となります。）</b></p> <p>（1）営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可）</p> <p>（例）確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの） 直近の経理帳簿（令和 2 年 1 月以降から 4 月 1 7 日までを含むもの）</p> <p>※ 確定申告書では、緊急事態措置公表時点に営業活動を行っていたことがわからない場合は、直近の経理帳簿を添付するなど措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。設立後決算期や申告時期を迎えていない場合も同様です。</p> <p>（2）申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真</p> <p>（3）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可）</p> <p>（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等</p> <p>※ 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。</p> <p>（4）本人確認書類（写しで可）</p> <p>本人確認のために、次の書類等を提出してください。</p> <p>（法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 （個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p>
<p><b>5 休業等の状況がわかる書類（写しで可）</b></p> <p>（例）休業を告知する HP、店頭ポスター、チラシ、DM 等</p> <p>※ 休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。</p> <p>※ 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。</p>
<p><b>6 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し</b></p> <p>※ 代表者の名前と同一の口座に限ります。</p>

別表 3

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
岐阜市	経済部経済政策課	8:45~17:30 平日のみ
	経済部労政・経営支援課	8:45~17:30 平日のみ
	経済部産業振興・企業誘致課	8:45~17:30 平日のみ
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15 平日のみ
	上石津地域事務所	8:30~17:15 平日のみ
	墨俣地域事務所	8:30~17:15 平日のみ
高山市	新型コロナウイルス総合窓口 (市役所本庁舎地下大会議室)	9:00~19:00 (当面は土日祝日も開設)
多治見市	経済部産業観光課	9:00~17:00 平日のみ
関市	産業経済部商工課	8:30~17:15 平日 9:00~17:00 (4/25(土)、26(日)29、(水・祝))
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30~17:15 平日のみ
	政策推進部政策推進課	8:30~17:15 平日のみ
	市民福祉部健康医療課	8:30~17:15 平日のみ
	山口総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	坂下総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	川上総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	加子母総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	付知総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	福岡総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	蛭川総合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	苗木事務所	8:30~17:15 平日のみ
	坂本事務所	8:30~17:15 平日のみ
	落合事務所	8:30~17:15 平日のみ
	阿木事務所	8:30~17:15 平日のみ
神坂事務所	8:30~17:15 平日のみ	

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15 平日のみ
瑞浪市	経済部商工課 ※各コミュニティセンターでも配布	8:30~17:15 平日のみ
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15 平日のみ ※土日祝日の8:30~17:15は休日夜間 窓口に書類を設置
恵那市	商工観光部商工課	平日 8:30~17:15 土日祝日も対応
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	8:30~17:15 平日のみ
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15 平日のみ
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15 平日のみ
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15 平日のみ
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15 土日祝日も対応 ※土日祝日は日直が対応
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15 平日のみ
	巢南庁舎管理部市民窓口課	8:30~17:15 平日のみ
飛騨市	商工観光部観光課	8:30~17:15 平日のみ
本巣市	本庁舎総務部総務課	8:30~17:15 平日のみ
	根尾分庁舎総務産業課	8:30~17:15 平日のみ
	糸貫分庁舎地域調整課	8:30~17:15 平日のみ
	真正分庁舎地域調整課	8:30~17:15 平日のみ
郡上市	商工観光部商工課 ※各振興事務所窓口も対応	8:30~17:15 平日のみ
下呂市	観光商工部商工課	8:30~17:15 平日のみ
	萩原振興事務所	8:30~17:15 平日のみ
	小坂振興事務所	8:30~17:15 平日のみ
	下呂振興事務所	8:30~17:15 平日のみ
	金山振興事務所	8:30~17:15 平日のみ
	馬瀬振興事務所	8:30~17:15 平日のみ

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
海津市	産業経済部商工観光課	8:30~17:15 平日のみ
岐南町	住民経済教育部経済環境課	8:30~17:15 平日のみ
笠松町	企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15 土日祝日も対応
養老町	産業建設部企業誘致・商工観光課	8:30~17:15 土日対応 ※祝日は対応しない
垂井町	産業課	8:30~18:15 平日 土日祝日は宿日直対応
関ヶ原町	地域振興課	8:30~17:15 平日のみ
神戸町	総務部総務課	8:30~17:30 土日祝日も対応
輪之内町	産業課	8:30~19:00 平日 8:30~17:15 土日祝日
安八町	総務課	8:30~17:15 土日祝日も対応
揖斐川町	産業建設部産業振興課	8:30~17:15 土日祝日も対応 (ただし、土日祝日は本庁舎のみで配布)
大野町	産業建設部観光企業誘致課	8:30~17:15 土日祝日も対応(宿日直)
池田町	総務部総務課	8:30~17:15 平日 8:30~17:15 土日祝日(日直対応)
	建設部産業課	8:30~17:15 平日
北方町	総務課	8:30~17:15 平日のみ
坂祝町	企画課	8:30~17:15 平日のみ
富加町	産業環境課	8:30~17:15 平日のみ
川辺町	産業環境課	8:30~17:15 土日祝日も対応
七宗町	企画課	8:30~17:15 平日のみ
八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15 平日のみ
白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15 土日祝日は日直対応
東白川村	地域振興課	8:30~17:15 平日のみ

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
御嵩町	まちづくり課	平日は「まちづくり課」窓口にて対応 (8:30~17:15) 平日夜間、土日祝日は庁舎1階北 「当直室」にて終日対応
白川村	観光振興課	8:30~17:15 平日のみ

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地（住所）

事業者 〒

代表者 名称  
役職  
氏名

印

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

法人番号		申請金額	金 500,000 円			
資本金	円	従業員数	人			
振込先	銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局 名 等	預 金 種 類	普通	当座	納税準備	貯蓄
	口座番号 記号番号					
	(ふりがな) 口座名義					
担当者	氏名					
	役職					
	連絡先	(電話番号)				

## ○ 添付書類

- ・休業等を実施した施設の一覧（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- ・申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- ・本人確認書類
- ・休業等の状況がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

休業等を実施した施設の一覧

所在地（住所）  
〒  
事業者  
名称  
代表者 役職  
氏名

	種類 ※1	施設 ※1	施設・店舗名	施設・店舗の所在地 ※2	休業等の措置
1					
2					
3					
4					
5					

※1 要項の別表1（種類、施設）から該当するものを記入してください。

※2 地番まで記入してください。

※3 1枚に記入しきれないときは、複数枚にわたり記入してください。

岐阜県知事 様

## 誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。  
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

所在地（住所）

〒

事業者

名称

役職

代表者

氏名

(記載例)

様式 1

①

令和 2 年 4 月 2 3 日

岐阜県知事 様

②

所在地 (住所)	
事業者	〒500-0001 岐阜市藪田 1 - 1
代表者	名称 (有) A B C 役職 代表取締役 氏名 藪田 一郎 <input type="checkbox"/>

※押印忘れがございませんよう、  
ご確認ください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

③

法人番号	1234567891234	申請金額	金 500,000 円	
資本金	1,000,000 円	従業員数	20 人	
振込先	〇〇	<input type="checkbox"/> 銀行 金庫・組合 農協・漁協	<input type="checkbox"/> 本店・支店 <input type="checkbox"/> 出張所 本所・支所	
	郵便局 名 等 ●●	預 金 種 類	普通 当座 雑種 貯蓄	
	口座番号 記号番号	0 0 0 0 0 0 0 0		
	(ふりがな) 口座名義	やぶた いちろう 藪田 一郎		
担当者	氏名	藪田 太郎		
	役職	××		
	連絡先	(電話番号) 0 5 8 - × × × - ●●●●		

※口座名義は、  
上記代表者  
と名前を一  
致させてく  
ださい。

○ 添付書類

- ・休業等を実施した施設の一覧 (様式 2)
- ・誓約書 (様式 3)
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- ・申請する事業所ごとの外景 (社名や店舗名入り) 及び内景の写真
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- ・本人確認書類
- ・休業等の状況がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※記入漏れがあると、確認連絡が  
できませんので、ご注意ください。

# (記載例)

様式 2

休業等を実施した施設の一覧

②

所在地 (住所)  
〒500-0001  
岐阜市藪田 1-1  
事業者  
名称 (有) ABC  
代表者 役職 代表取締役  
氏名 藪田 一郎

①

	種類 ※1	施設 ※1	施設・店舗名	施設・店舗の所在地 ※2	休業等の措置
1	食事提供施設	飲食店	●●●● 岐阜店	岐阜市〇〇1-1	全期間休業
2	食事提供施設	飲食店	●●●● 大垣店	大垣市〇〇1-2	全期間営業時間短縮 平日 10~21時 ↓ 10~14時 休日 10~22時 ↓ 10~20時
3	食事提供施設	飲食店	パン屋〇〇店	大垣市〇〇1-3	食事提供スペースのみ全期間休業
4	運動・遊戯施設	スポーツクラブ	〇〇スポーツジム	岐阜市〇〇1-4	全期間休業
5					

※1 要項の別表1 (種類、施設) から該当するものを記入してください。

※2 地番まで記入してください。

※3 1枚に記入しきれないときは、複数枚にわたり記入してください。

※複数施設を持つ事業者は、対象業種のみ記載してください。

# (記載例)

様式3

①

令和2年4月23日

岐阜県知事 様

## 誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。  
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

②

※誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自著でお願いします。

	所在地（住所）
事業者	〒500-0001 岐阜市藪田1-1
	名称（有）ABC
代表者	役職 代表取締役 氏名 藪田 一郎

## よくあるご質問

令和2年4月17日

更新 令和2年4月21日

更新 令和2年4月23日

### Q. 協力金の対象となる事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主のほか、例えば休業要請の対象となっている文教施設、大学・学習塾等を運営する法人等も、要請に応じて休業した場合は対象となります。

### Q. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧の施設を予定しております。

### Q. 幼稚園は今回の協力金の対象施設になりますか？

A. 私立幼稚園は今回の休業要請の対象施設ですが、他方で感染防止対策を徹底した上で必要な保育等を実施するよう併せて要請されている施設でもあります。このため、施設の一部を明確に区分した上で必要な保育等を実施している場合においては対象となります。

### Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

### Q. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請施設となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

**Q. 自宅を利用して営業している場合は対象になりますか？**

A. 対象となる施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となる可能性があります。

**Q. 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか？**

A. 要請の趣旨をご理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等にご協力をお願いします。なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

**Q. 4月18日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、協力金の対象になりますか？**

A. 感染拡大防止のために休業等を行っていた場合は、対象になります。

**Q. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象になりますか？**

A. 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象になります。

**Q. 飲食店は協力金の支給対象になりますか？**

A. 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜8時までの間の営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜10時まで営業していたものを夜8時までに短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）など、朝5時から夜8時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テイクアウトサービスを行っても対象になります。

**Q. もともと、朝5時から夜8時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？**

A. 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、協力金の支給対象外です。ただし、終日休業する場合は支給の対象になります（この場合、テイクアウトサービスを行っても対象になります）。

**Q. 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？**

A. 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝5時から夜8時までの枠内に短縮する場合は対象となります。

**Q. ホテルは対象になりますか？**

A. 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象になります。

**Q. 鍼灸・マッサージ、接骨院は対象になりますか？**

A. 国家資格有資格者が治療を行うものは、医療施設として社会生活を維持する上で必要であることから、休業要請の対象外とされています。一方、治療・医療に当たらないサービスを提供するエステサロンなどは商業施設として休業要請の対象であることから、休業した場合に協力金の支給対象になります。

**Q. 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？**

A. 問題ありません。

(申請について)

**Q. 申請書類はどこにありますか？**

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）のほか、市町村役場の所定の窓口にて備え付けています。

**Q. オンラインでの申請は可能ですか？**

A. 4月30日（木）の運用開始に向けて作業中です。申請が可能となった場合は岐阜県公式ホームページでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

**Q. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまおうのですか？**

A. いいえ、そのようなことはありません。5月20日（水）までに対象施設の運営者の方が申請書を提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

**Q. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？**

A. 遡っての申請は一切受付しません。

(添付書類について)

○営業実態が確認できる資料

**Q. 営業活動を行っていることがわかる書類としての確定申告書の写しはこういったものなら良いですか？**

A. 税務署の受付印または電子申告の受信通知のある直近のものを提出願います。

**Q. 直近の経理帳簿はどこまで提出する必要がありますか？**

- A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、営業を休止するまで常時営業していたことを証明していただく必要があることから、直近である令和2年1月以降から4月17日までを含む経理帳簿の写しをご提出ください。

**Q. 営業許可証の写しは必要ですか？**

- A. 必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。  
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

（休業等の状況がわかる書類）

**Q. 休業等していることを第三者が分かる書類とは？**

- A. 今回の休業等要請に応じて4月18日から5月6日まで全面的に休止したことや、営業時間を変更したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭に休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示している外観写真、などが考えられます。  
休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。  
複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。  
なお、確認できる資料が数種類有る場合は審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

**Q. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいか？**

- A. 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーいただき、提出してください。

**Q. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？**

- A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

**Q. 誓約書は自作のものでもよいですか？**

A. いいえ。必ず様式3をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

(その他)

**Q. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？**

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。

また、申請書類は返却いたしません。